

## 質問回答書

2021年12月23日

「インドネシア国ジャワ島北部海岸管理マスタープラン策定プロジェクト」

(公示日:2021年12月8日/調達管理番号:21a00831)について、質問及び回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.27 (1)事前準備(国内作業)及びインセプションレポートの説明・協議およびP.32 第8条(1)2)インセプションレポート	P.32 のインセプションレポートの作成・提出は、詳細計画策定調査実施後の調査開始後3ヶ月以内に作成・提出となっています。P.27 では詳細計画策定調査の実施前に、インセプションレポートの作成、説明、協議が記載されています。これについて、どちらのスケジュールが正しいかをご教示ください。	後者を正として、対応をお願いします。
2	P.27 (2)①R/D の改訂	『現時点では対象地域が確定しておらず、「この改訂を通じて決定する』』というのは、海岸保全計画のパイロット事業として策定する50～200km程度の2エリアのことを言うのか、それとも海岸保全計画のパイロット事業として策定する2エリアを選定する上でのジャワ島北部海岸全体調査範囲のどちらを指すのか、ご教示ください。もし前者の場合、本業務で実施する調査前に2サイトは決定しておく、ということでしょうか。	対象地域においては、2地域程度(1地域の長さの程度:海岸保全基本計画の区分は、地形・海象面の類似性・沿岸漂砂の連続性や地方政府の境界を考慮して検討:50km～200km程度を想定)とすることとし、プロジェクト開始後にR/Dの改訂を通じて決定することとします。
3	P.28 (4)写真・衛星画像	「ガイドライン」とありますがこれが該当する成果物をご教示いただけないでしょうか。	該当する成果品はありません。削除をお願いします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
4	P.28 (5)本邦研修の実施	「人数は各回6人程度」とありますが、これは本邦研修全体の人数でしょうか、それともインドネシアから招へいする人数でしょうか。	インドネシアから参加の想定人数です。
5	P.30 (7)①波高、流速、波向等に関する観測、および P.35(3)機材	<p>・機材調達について、P30 では波高・流速・波向観測で 1500 万＋一部の現地再委託、P35 では自然条件調査に必要な観測機材、衛星画像、解析ソフト含め 1500 万と記載されています。この両者は同じことを示しているのでしょうか。その場合、正確には P30、P35 の記述のどちらが正でしょうか。</p> <p>・この機材の上限 1500 万円の中には、機材輸出入に伴う関税、VAT、その他税金 (Holding Tax 等) も含まれるのでしょうか。最近の同様機材の「イ」国の輸入時に、これに 2～300 万円近く掛かったため、それを含むか含まないかで大きく左右するのでご教示ください。</p>	<p>・両者は同じことを示しています。本業務や将来的に行う Feasibility Study や Detailed Design に向けて必要な情報取得のために、必要な機材をご提案頂き、見積りに含めてください。</p> <p>・機材輸出入に伴う関税、VAT、その他税金も含まれます。上限を超えてしまう場合は、その旨プロポーザルに記載願います。</p>
6	P.31 (8)第 2 段階-2:海岸保全施設整備計画	海岸保全施設整備計画は、海岸保全基本計画に基づき、PUPR が実施する防護事業に関して Pre-F/S レベルで実施すると記載されています。海岸保全基本計画の1サイトの想定範囲が 50～200km ですが、その中で、PUPR の防護事業として想定されるサブエリアすべての整備計画の作成が必要ということでしょうか。その場合、場合によっては海岸保全基本計画の想定エリアと同程度(50～200km)となる可能性があります。その場合、1事業としての	海岸保全施設整備事業計画の計画策定内容については、PUPR が所掌する海岸保全施設の事業計画です。その全てではなく、その中から優先的に実施する事業について、Pre-F/S 程度(施設の概略設計、積算)を実施する想定をしています。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		F/Sに繋がるPre F/Sの対象範囲として、広大かつ分割される可能性があり、そのすべてでPre-F/Sレベルの整備計画を作成することは相当の時間と労力がかかることが予想されます。PUPRの防護事業として想定されるサブエリアの規模感についてご教示ください。	
7	P.33 5)ドラフト・ファイナルレポート	提出時期が現地業務終了時(調査開始 20 か月後を目途)とあります。調査開始(2022年3月)の20か月後は2023年10月となり、FRまで4か月とやや期間が長いですが、正しいでしょうか。	ご理解のとおり、ドラフト・ファイナルレポートの提出は、2023年10月でお願いします。
8	P.35-36 第4章(4)現地再委託	本件はマスタープラン調査であることから、貴機構環境社会配慮ガイドラインにもとづき、戦略的環境アセスメントの適用が必要と理解しています。また、同アセスメントの具体的内容は詳細計画策定調査で策定されると理解しています。現地再委託が必要となる場合は、詳細計画策定調査の実施後に追加で提案、契約させていただくものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	同上	「環境社会配慮調査にかかるステークホルダー協議」のうち、「詳細計画策定段階における関係機関との協議」について、主な目的と想定される参加者をご教示ください。	主な目的は、本業務が円滑に進めるための利害関係者の理解促進です。 想定される参加者は、PUPR、KLHK、KKP、ATRの関係者およびパイロットサイトの地方政府職員です。

以上